



韮中だより

1月

令和7年1月28日発行

学校HP

令和7年を迎えて

元日の夕方、ふと脳裏をよぎったのはちょうど1年前の能登半島地震のことでした。新年の浮かれた気持ちに水を差すかのように、驚愕する被害情報や映像が矢継ぎ早に報道されていたことが、今もなお記憶に残っています。今年は、新年を穏やかに迎えられたことに、ただただ感謝の思いが湧いて出ました。

「令和」という元号になって早6年。当時の総理大臣であった安倍晋三元首相は、改元の記者会見で次のように述べていました。「『令和』には、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味が込められており、一人一人の日本人が明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる、そうした日本でありたいとの願いを込めた」。3年生の国語の授業で学ぶ日本最古の和歌集『万葉集』が出典で、「初春令月、気淑風和」から「令」と「和」の字がとられています。また、当時の外務大臣は、その意味を英語にしたら“beautiful harmony”と訳せると言っていました。

その「令和」の7年目を迎えた今、日本社会はどのように映っているでしょうか。ここまでの令和時代は、その多くが新型コロナウイルスのパンデミックと重なりましたが、私たち日本人は調和を保って困難を乗り越えてきたように思います。毎年のように、豪雨・台風・地震等の自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしていますが、復興に向けた不断の営みは変わりません。学校においては、多様な個性をもつ他者を尊重する包摂的な集団づくりや学びのICT化が進む一方で、人間関係を形成する力やコミュニケーション力の低下、問題行動の低年齢化等のコロナ禍における負の遺産も表面化しています。しかしながら、子どもたちの変化に対応・適応する力は無限で、置かれた環境の中で自分の可能性を最大限に伸ばしようとする健気に努力する姿が随所に見られます。昨年は、ポストコロナにおいて様々な制限や制約を排除し、自由で裁量権のある教育活動を久しぶりに実施することができました。その意味では、開放感があり伸び伸びと学校生活を送れている子どもも少なくないと思います。

——明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる——

新年を迎え、「令和」に込められたその想いを韮中生が体現できるよう、改めて教育環境を整えていく決意を新たにしました次第です。

銀も金も玉も何せむにまされる宝子にしかめやも（しろかねも くがねもたまも なにせむに まされるたから こにしかめやも）——万葉集の代表的な歌人の一人、山上憶良による短歌です。「銀も金も玉も、いかに貴いものであろうとも、子どもという宝物に比べたら何のことがあろう」という意です。社会の真理は奈良時代も今も変わりません。新年が子どもそれぞれにとってよい年になるよう、韮中職員一丸となって「自主・自立」を育む教育活動に邁進していきたいと思っております。本年も、保護者や地域の皆様の変わらぬご支援・ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。



<文責：校長>

百人一首(2年生)

書き初め

2年生は学年全体で百人一首大会を実施しました。詠み上げられる句に集中して耳を傾け、真剣に札をとろうとする姿が見られました。



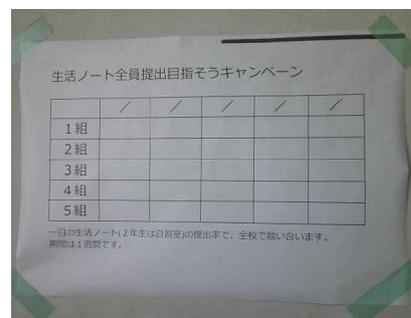
避難訓練実施(火災)

1月24日(金)に避難訓練を事前連絡なしで実施しました。その状況下でも、生徒は落ち着いて避難することができました。また、火災発生時の対応について、教職員間で共通理解ができ、貴重な機会となりました。



学習委員会によるキャンペーン

学習委員が1月27日(月)から「提出物全員提出キャンペーン」、2月17日(月)から「授業評価好成绩目指そうキャンペーン」を行う予定です。生徒が主体となり学校生活をより良くしようとしています。どのクラスも積極的に取り組むことを期待しています。



生活ノート全員提出目指そうキャンペーン

	✓	✓	✓	✓	✓
1組					
2組					
3組					
4組					
5組					

一日の生活ノート2年生は日割等の提出率で、全校で競い合います。期間は1週間です。



<学校からのお願い>

窓口…校長または教頭(電話 055-949-1061)

下記のような状況が見られた場合にはご連絡をお願いいたします。

① 「セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)」について

「セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)」とは、相手を不快にさせる性的な発言や行為のことを指します。

例・みんなの前で、個人的な容姿や体のことを言われて、いやな気持ちになった。

- ・「女のくせに」とか、「男のくせに」など、性別で決めつけられて、いやな気持ちになった。
- ・体や頭をなでられて、いやな気持ちになった。
- ・携帯電話などを使い、いやらしい画像が、メールやラインで送られてきた。
- ・携帯電話などで、「二人きりで会ってみよう」などと誘われた。

② 体罰調査について

体罰は、学校教育法第11条で禁止されている行為です。子供たちへの指導において、学校はいかなる場合であっても体罰は許されません。年度末にあたり、本校職員(部活動の外部指導者を含む)による体罰や行き過ぎたと思われる行為がありましたら、電話または文書でご連絡ください。